

平成28年9月28日

放送受信契約の未契約事業所に対する民事訴訟の提起について

NHKは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、繰り返しお願いしても放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起しています。本日、福岡県内に本社を置く事業所としては初めて、宿泊施設を経営する事業者に対し、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

この事業者に対しては、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行うとともに、受信機の設置数に応じた契約を繰り返しお願いしてきましたが、ご理解をいただけずご契約をいただけなかったため、提訴に至りました。

NHKは今後とも、受信料の公平負担の徹底のため、あらゆる努力をまいります。

【未契約事業所に対する民事訴訟の状況】

未契約の事業所については、これまでに、北海道、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、大阪、兵庫、広島、山口、大分の全国11都道府県で計17件の民事訴訟を提起し、このうち7件については提起後、放送受信契約を締結し必要な受信料を支払いいただいたことで、訴えを取り下げました。また、4件については和解が成立し、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただいています。

残る6件については現在、係争中（最高裁1件、東京高裁2件、東京地裁3件）です。